

規則第 5 号

宇和島地区広域事務組合消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 17 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（委員の任期） 第 6 条 （略） 2 （略）	（委員の任期） 第 6 条 （略） 2 （略） <u>3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き 2 期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。</u>
（委員会の会議及び議事等） 第 9 条 委員会の会議は、毎年度の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。	（委員会の会議及び議事等） 第 9 条 委員会の会議は、毎年度 1 回以上 _____開催する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。